

## 令和8年度ふるさと企業大賞（総務大臣賞）実施要領

### 1 趣 旨

地域の振興に資する事業活動を実施している民間事業者等（以下「事業者」という。）を顕彰し、その活動を全国に広く周知することにより、地域の振興、地域経済の活性化及び魅力ある地域づくりの推進に資することを目的とする。

### 2 表彰対象者

(1) ふるさと融資を利用した事業者のうち、当該事業者によるふるさと融資の貸付対象事業が営業開始後3年以上継続し、現在も経営状況に懸念がなく、かつ次の各号に掲げる要件の一に該当するものとする。

ただし、ここでいう営業開始後3年以上とは、貸付対象事業の営業開始日を起算とし、令和8年7月1日時点において3年経過しているものに限る。

- ①地域経済及び雇用に特に貢献していると認められること
- ②地域のイメージアップに特に貢献していると認められること
- ③その他魅力あるふるさとづくりに特に貢献していると認められること

(2) (1)に準ずるものとして、次に該当する事業者には特別賞を授与する。

東日本大震災等の大規模災害からの復興にあたり重要な役割を果たし、地域経済の再生及び雇用の維持・拡大に特に貢献していると認められること

(3) 過去に受賞した事業者については、新たな事業で(1)の要件を満たしており、かつ受賞より10年以上を経過しているものとする。

### 3 表彰方法

表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

### 4 推薦事業者数

都道府県及び市町村は、それぞれ1事業者まで推薦することができるものとする。

### 5 提出書類

(1) 都道府県及び市町村は一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）に、次の各号に掲げる書類を1部提出するものとする。

- ① ふるさと企業大賞推薦書（別添様式）
- ② 直近3期分決算書
- ③ その他補足資料

(2) 財団は市町村から書類の提出があった場合、その市町村が属する都道府県（以下、「関係する都道府県」という。）に対して推薦書の写しを送付する。

## **6 審査方法**

推薦のあった事業者について、有識者及び関係行政機関の職員等で構成される「ふるさと企業大賞審査委員会」において選考を行い、原則として10事業者以内の表彰対象者を選定し、総務省と協議のうえ、財団理事長が決定する。

## **7 審査結果の連絡**

前条決定後、財団は表彰対象者、推薦者及び関係する都道府県に対して結果を書面にて連絡する。

## **8 事務局**

この表彰に関する事務は、財団融資部において行う。

## **9 その他**

その他、この表彰に必要な事項は、事務局が別に定める。